

観光地域コンセプトの検討を進める

第2回「越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議」

9月30日、只見振興センターで「越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議」が開催されました。今回は、文化や歴史の繋がりが深い3市町が一体となり観光コンテンツの開発やPRを行っていくために、3市町の統一的概念について検討が進められました。

アドバイザーの山田桂一郎さんは、「目の前、足元に目が行きがちだが、中長期的なことが実は大切。魅力ある自然資源を活用していきたい。」とあいさつをされました。



▲只見振興センターで行われた円卓会議

翌日10月1日は、円卓会議委員が3市町の観光ブランドの確立に向けて、只見町内の各施設の視察を行いました。

「合同会社ねっか」と「目黒麴店」では、製造・販売に至るまでの経過等について説明があり、記念館では、ボランティアガイドの角田行雄さんから、八十里越の歴史について解説がありました。

今回の視察で只見町の魅力や歴史についての理解を深め、今後の会議に活かされる内容となりました。



▲角田さんの解説で八十里越の歴史を学ぶ委員の皆さん

只見町固定資産評価審査委員

渡部茂氏を任命

10月1日、只見町固定資産評価審査委員の辞令交付式が役場で行われ、渡部茂さん（只見）に菅家町長から辞令書が交付されました。渡部さんは再任となり、任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となります。

固定資産評価審査委員により構成される同委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査・決定をするための中立的な機関で、3名以上の委員で構成されます。只見町では、舟木和一さん（小林）と本名保美さん（黒谷）との3人体制で活動していくこととなります。



▲辞令書を受取った渡部さん(左)と菅家町長(右)

本格的な舞台芸術を鑑賞

家庭劇場「給食番長」

10月2日、只見町家庭劇場が只見中学校体育館で開かれ、町内の保育所園児や小学校児童が鑑賞しました。これは、本格的な舞台芸術に親しむために教育委員会が毎年開催しているもので、今年は東京都から劇団「仲間」の方々により「給食番長」が公演されました。

公演は、番長を筆頭に早く遊びたいからと給食を食べない子どもたちと給食のおばちゃんたちが繰り広げる物語で、鑑賞した児童は、「頑張っ作ってくれている人がいるので、給食を残さないようにしたいです」と感想を話してくれました。



▲コロナ対策のため、マウスシールドをして公演をする劇団仲間の皆さん

只見町の魅力を感じる 移住体験ツアーを実施

只見町の魅力を感じる



▲稲の手刈り体験をする参加者の皆さん

10月3日、只見町の自然や農村での生活を体験してもらい、移住・定住促進を図ることを目的とした「只見町移住体験ツアー」が1泊2日の行程で催行されました。

参加者は、稲の手刈り体験やトマトハウスの見学等を通して、只見町での生活や文化に触れながら、ツアーを満喫しました。

ツアー終了後には、「好きな時に自然に触れることができるのが素晴らしい、只見町へ移住するのでもいいなと思いました」といった声もありました。

子どもたちの未来のために 町立小学校在り方検討懇談会

子どもたちの未来のために



▲委員は、各小学校のPTA会長や保育所の保護者会長等で構成されています。

10月6日、児童数の減少が進む町内3小学校の今後の在り方について町へ意見を提出するために、第2次町立小学校在り方検討懇談会が開かれました。

第1回目となる今回は、現状の確認と保育所から中学校までの保護者を対象としたアンケート結果の確認が行われました。

今後は先生等の現場の声や保護者からの具体的な報告・意見、通学時間等のデータから、将来予想される小学校の在り方について検討がすすめられ、来年度に意見提案がされる予定です。

期待される道の駅を目指して 道の駅検討委員会ワーキンググループ会議

期待される道の駅を目指して



▲活発な意見交換の場となりました。

10月8日、道の駅基本計画策定に係る課題解決に向けた道の駅検討委員会ワーキンググループ会議が行われ、「どのような道の駅であれば使いやすいか」、「周辺の住宅等への騒音対策はどのようにしたら良いか」、「夜間利用対策について」等が議題となりました。

現在、道の駅は、国道289号と国道252号の結節点で交通量が多く見込める只見駅周辺に建設する方向で進めており、「JR只見駅との連携」や「道の駅の利用客が道の駅以外の町内施設等も利用するような取組み」等も求められ

ており、それを踏まえた道の駅内施設の配置（トイレの位置、駐車場の出入口等）についても議論が交わされました。

今後は、ワーキンググループ会議で提案された内容について、意見を集約し、計画策定に向けて更なる検討が進められます。



▲施設配置は、土地の縮小図上で検討が進められました。



▲グループの意見を発表する検討委員

只見町特別給付金のお知らせ

只見町では新型コロナウイルス感染症による町民生活への影響に対処することを目的として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う「只見町特別給付金事業」を実施しています。申請書に関する詳細は以下の通りです。

なお、申請書提出にあたり、不備があった場合、確認作業により給付に遅れが生じますので、提出前の記載内容等のチェック実施にご理解とご協力をお願いいたします。

給付対象及び受給権者

- ①給付対象者は、基準日(令和2年9月14日)において、只見町の住民基本台帳に記録されている者となります。
- ②受給権者は、その者の属する世帯の世帯主となります。

給付額

給付対象者一人につき3万円

給付申請受付期間

令和2年10月19日(月)から令和3年1月19日(火)
(給付申請受付開始日から3か月以内となります。)

給付申請書の配布及び給付方法

(1)申請書の配布

住民基本台帳に基づき、各世帯に対して案内文書及び申請書を郵送します。案内文書及び申請書は、10月17日(土)以降に対象世帯へ郵送されています。

(2)申請方法及び給付について

次ページの「申請から給付までの流れ」を参照ください。

給付時期

原則毎週金曜日までに申請書類を審査し、翌週金曜日に受給権者へ給付します。

給付金のサギ(詐欺)に注意!

- ・只見町が、以下を行うことは、絶対にありません。
 - × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
 - × 只見町特別給付金の給付のために、手数料の振込みを求めること
 - × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること
- ・怪しいと思った際は、駐在所または町窓口にご相談ください。

申請から給付までの流れ

① 町から申請・受給者(世帯主のかた)あてに申請書などを郵送しています。

次の書類が対象世帯宛てに10月17日(土)に郵送されています。

- ・只見町特別給付金に関する通知文
- ・只見町特別給付金申請書
- ・只見町特別給付金申請書の記載例
- ・只見町役場総務課宛て返信用封筒

② 申請方法を選び、必要書類を用意してください。

なお、いずれの申請方法の場合も、只見町において令和2年5月～8月の国の特別定額給付金申請を行った際と受給権者(その者の属する世帯の世帯主)及び支払い口座が同様の場合、添付書類が不要となります。

詳しくは申請書と併せて送付しております記載例をご確認ください。

・郵送申請方式

只見町から受給権者(その者の属する世帯の世帯主)宛てに郵送した申請書に必要な事項を記入し、同封した返信用封筒を使用し、只見町役場に郵送してください。

・窓口申請方式

申請書に必要な事項を記入のうえ、以下の窓口へ提出してください。申請窓口は以下のとおりとし、受付は開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)での対応となります。なお、金融機関口座をお持ちでない場合、窓口での申請となります。

- ① 役場町下庁舎・総務課
- ② 役場駅前庁舎・町民生活課
- ③ 保健福祉課
- ④ 只見振興センター
- ⑤ 朝日振興センター
- ⑥ 明和振興センター

③ 只見町で申請書を確認し、給付いたします。

只見町は受付した申請書の確認を行った後、給付金振込通知を申請・受給者へ送付します。その後、一括して指定受取口座に特別給付金が振り込まれます。

給付金の給付は、原則世帯主または代理人本人名義の金融機関口座へ振込となります。

但し金融機関口座がない等、真にやむを得ない場合に限り、窓口での給付を行います。

只見町特別給付金に関するお問い合わせ先

只見町新型コロナウイルス対策本部(総務課)

☎82-5210(只見町役場町下庁舎 2階)

受付時間 平日午前9時～午後5時